

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社PE-BANK

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づくマージン率等について、以下の通り公開します。

対象期間：2023年度(2022年9月1日～2023年8月31日)

	本社	北海道支店	東北支店	中部支店	関西支店	広島支店	九州支店	全国平均
派遣労働者の数および登録者の数(人) ※2023年8月31日現在	45	2	2	0	1	3	0	8
派遣先の数(社)	37	2	3	0	7	5	0	8
マージン率(%)	26	40	29	0	22	29	0	29
派遣料金の平均額(円) ※1日8時間あたり	39,502	38,465	29,247	実績なし	34,045	28,092	実績なし	37,337
派遣労働者の賃金の平均額(円) ※1日8時間あたり	29,119	23,058	20,718	実績なし	26,720	19,957	実績なし	27,471
教育訓練	セキュリティ教育、キャリアアップのための教育など							
福利厚生	定期健康診断、資格取得補助金、フィットネスクラブ補助金、レジャー補助金、交流会、法律相談、 税務相談など							
キャリアコンサルティング相談窓口	本社 派遣営業部 キャリアコンサルティング相談窓口担当 連絡先：03-3473-9877							

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額} \times 100$$

派遣料金総額に対して、一番多くを占めるのが派遣社員の給与となります。

また、定期健康診断などの福利厚生費用の他、

派遣労働者の雇用主として負担する労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険などの社会保険料や

その他会社諸経費として、募集媒体費・社員人件費・オフィス使用料・通信費などに充てています。

●労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否か：締結済み
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：原則として弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期：2024年3月31日